

定住対策補助金の案内

【問合せ】企画政策課 地方創生・総合戦略係(田沢湖庁舎) ☎(43)3315



仙北市では、若者の市内定着、移住者の定住促進を図るための各種補助事業を行っています。補助金の交付を受けようとする方は申請が必要です。補助要件など詳しくは仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html)または企画政策課にお問い合わせください。



詳細はこちら

市外から移住された方の定住を応援します

市外に5年以上居住した後、仙北市に転入した移住者が、転入から5年を経過する日までに住宅を取得し定住する場合、完納した固定資産税相当額を、課税される初年度から3年度間助成。

東京圏からのAターン就職をお考えの方へ

就業支援等移住支援金

直近10年間のうち通算5年以上(転入直前については連続1年以上)、東京23区在住または東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から東京23区に通勤などしていた方が、秋田県に登録されている対象法人に新規就業し、仙北市に転入する場合などに、移住支援金として単身60万円、世帯100万円を支給。子育て加算あり。テレワーク移住や関

係人口と認められる方で移住・就業した場合も対象になります。申請期限は移住後1年以内。

定住人口UP!

若い夫婦の住宅取得を支援します

市内に定住するための住宅を取得する45歳以下の夫婦に、取得費用の一部を助成。新築住宅または建売住宅(中古住宅は対象になりません)を取得し居住する場合、50万円を助成。市内業者施工加算20万円あり。対象住宅の所有権保存登記完了後3か月以内の申請が必要です。

新生活をスタートさせる新婚さんの住居費などを助成します

結婚新生活支援事業補助金

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻した39歳以下の夫婦で、夫婦の合計所得が400万円未満の新婚世帯へ、新居の取得、リフォーム、賃借、引越しにかかる費用の一部を助成。補助対象経費について1世帯あたり上限30万円。

結婚を希望する方のお手伝いをします

あきた結婚支援センター入会登録料助成

マッチングサービスなどを提供する公的な団体「あきた結婚支援センター」に新規入会する方の入会登録料1万円(登録期間2年間)の全額を助成。

門屋墓地公園(西木)

【問合せ】市民生活課 消費生活係(角館庁舎) ☎(43)3313



空きがなかった門屋墓地公園で1区画が返還されたことから、新規使用者を募集します。応募者が2人以上の場合は抽選となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、柏山墓地公園(田沢湖・空き9区画)、外ノ山墓地公園(角館・空き9区画)は、常時先着順に申請を受け付けています。

● 募集墓地の名称・位置/門屋墓地公園・西木町門屋字入江97-6
● 募集区画の位置図は、担当課および西木市民センターで配布します。申請前に必ず現地を確認してください(職員の同行なし)。

- 募集区画数・区画面積/1区画・間口2m、奥行3m、面積6㎡
- 永代使用料・管理手数料/永代使用料:10万4000円
- 管理手数料:10400円(毎年)
- 申込資格/市内に住所または本籍を有する方(住所を有しない場合は、保証人が必要)
- 必要書類/● 墓地使用許可申請書(窓口で配布)● 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)● 住民票

● 受付期間/6月1日(水)~15日(木)
● 許可について/書類審査および申請者への詳細な聞き取りを行い、承継などに問題がない場合に受理

し許可します。ただし、応募者多数の場合は抽選(申請者によるくじ引き)を行います。

許可申請にあたっての注意事項

● 墓地の区画の売買ではありません。

● 「永代使用料」と「管理手数料」は一括で納付していただきます。

● 「永代使用料」とは、墓地の区画を使用する権利を取得する費用のことです。貸したり譲ったりすることはできません。

● 祭祀を行う相続人などがいなくなった場合は、その区画を原状に戻して返還していただきます。

● 「管理手数料」とは、公園敷地内の共有部分や設備などの維持保全、清掃、環境整備などの費用として毎年納付いただくものです。3年間納付しなかったときは、使用許可を取り消す場合があります。

● 使用区画内の維持管理は、使用者自身で行っていただきます。

● 墓地を返還された場合でも、永代使用料および管理手数料の返還はありません。

● 仙北市墓地公園には、合葬墓や納骨堂はありません。

木造住宅耐震診断支援

【問合せ】建設課 都市計画係(角館庁舎) ☎(43)2295



仙北市では、住宅の耐震診断の支援や、耐震診断で危険と判定された住宅の耐震改修を行う場合に補助金を交付します。詳しくは仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=2611)または建設課都市計画係にお問合わせください。



詳細はこちら

耐震診断支援事業

● 対象となる住宅/市内にある住宅であること ● 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅であること(丸太組工法は除く) ● 店舗などとの併用住宅の場合は、店舗部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であること ● 過去に市の耐震診断、または耐震改修の補助金の交付を受けていないこと ● 個人の負担額/1万円

※一般的な耐震診断費用は1戸当たり13万円程度ですが、このうち12万円は市などで負担します。

● その他/市が委託する専門機関から耐震診断士を派遣します。

● 募集数/3戸

● 募集期限/11月30日(水)まで

● 募集数になり次第、受付を締め切ります。

● 補助を受けるには、事前相談が必要です。

● 耐震改修補助事業

● 対象となる住宅/耐震診断支援

耐震改修補助事業のお知らせ

事業の対象住宅の条件を満たしていること ● 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅であること ● 申請時に耐震改修に関する契約がされていないこと

● 補助金/耐震改修に要する費用の23%(上限30万円)

● 秋田県・仙北市住宅リフォーム促進事業との併用可。

● 募集数/2戸

● 募集期限/11月30日(水)まで

上部構造評点	判定	内容
1.5以上	倒壊しない	◎安全ですが点検を行いましょう
1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない	○より安全にするために点検補修しましょう
0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある	△補修工事を行い、1.0以上にしましょう
0.7未満	倒壊する可能性が高い	×早めに補修工事を行い、1.0以上にしましょう

※上部構造評点を1.0未満から1.0以上にするための耐震改修を行う場合に補助金の交付を受けることができます。ただし、条件などがありますので事前に相談してください。

令和4年度地籍調査事業についての

【問合せ】管財課 国土調査係(田沢湖庁舎) ☎(43)3385



お知らせとお願い

仙北市(角館地区)では、平成4年度から土地の基本となる地籍調査事業を実施しています。地籍とは、一筆ごとの地番・地目・面積・所有者・権利関係を記録したもので、人間の戸籍にあたるものです。

これまでの土地の基本となる土地台帳や地図は、明治時代に作成されたものですが、当時は測量技術があまり発達していなかったことなどから、実際の土地に比べて大きさや形が異なっている所なども数多くあり、境界紛争の原因にもなっていました。

この地籍調査事業で、皆さまが所有する土地の正確な地図や台帳を作ることにより、災害などで境界が不明になっても容易に復元することが

可能で、境界紛争などのトラブル防止になるなど、市民の皆さまにも多くの利点があります。

調査計画区域に土地を所有される皆さまのご協力をお願いします。

● 令和4年度調査計画区域/角館町八割大沢、コヨノ沢の各一部

● 調査実施期間/6月下旬から9月中旬

● 関係者の方には事前に通知します。



青い羽根募金 水難救済事業推進のために

【問合せ】総合防災課(田沢湖庁舎) ☎(43)1115



青い羽根募金は、日本水難救済会が水難救済事業の推進を目的として全国的に展開している事業です。

秋田県でも水難事故の根絶と事故防止事業の資金として活用するため、広く呼びかけています。

皆さまからの青い羽根募金運動に対し深いご理解とご協力をお願いします。

● 募金運動期間/6月1日(水)~8月31日(水)まで

● 募金箱設置場所/各市民センター、各出張所